

通達甲（交・駐・取1）第6号

平成18年5月19日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

放置駐車等の取締りに関する事務取扱要綱の制定について

概要

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部が改正されたことに伴い、放置駐車等の取締りを適正に推進するため、必要な事項を定めている。